

事実

X(原告)は、神戸市東灘区住吉山手2丁目に居宅(以下、「本件建物」という)を構えていたところ、平成7年1月17日のいわゆる阪神淡路大震災(以下、「本件地震」という)の発生から2時間近く経った後に、本件建物内から火災(以下、「本件火災」という)が発生し、本件建物および本件建物内の家財を消失した。

ところで、Xは、Y₁(被告)との間で、本件建物を保険の目的とし、保険金額を3000万円とする住宅総合保険に加入しており、また、Y₂(被告)との間でも、本件建物を目的とする保険金額5000万円の住宅総合保険と、本件建物内の家財を目的とする保険金額2000万円の住宅総合保険を締結していたが(以下、これら3件の契約をまとめて「本件火災保険契約」という)、いずれの保険についても地震保険を付帯させていなかった。

Xが上記火災保険契約に基づいて保険金の支払を求めたところ、Y等は支払を拒絶したため、Xは訴えを提起した。Y等は、支払を拒絶する理由として、約款の免責条項に記載されているところの、地震によって生じた火元の火災が保険の目的に与えた損害(第1類型)、地震によって発生した火災が延焼または拡大して保険の目的に与えた損害(第2類型)、発生原因のいかんを問わず火災が地震によって延焼または拡大して保険の目的に与えた損害(第3類型)、という3つの類型のうち、本件は通電火災であるから第1類型に該当するか、もしくは、本件火災による損害は本件地震が原因で早期に十分な消火活動が行えなかったために延焼拡大したことによる損害であり、本来はぼや程度で済んだはずの火元の火災よりも地震による延焼拡大が優勢であったことは明らかであるから第3類型に該当すると主張した。

これに対して、Xは、本件火災の出火原因は不明であり、また本件火災は、既存の火元火災部分、火元火災が地震と無関係に自然に拡大した部分、地震によって拡大した部分とからなるとした上で、第3類型に該当するところの、地震によって拡大した部分についての立証責任はY等にあると主張した。

当裁判所は、まず、第1類型に該当するか否かの点に関して、詳細な事実認定をした上で出火原因は不明であるとしてそれを否定した後、第3類型に該当するか否かについて次のように判示して、Y等の主張を退けた。

判旨

請求一部認容。

I 「本件建物の出火が延焼拡大して本件建物が全焼するに至ったのは、消防署への通報の遅れ(電話不通等)、消火栓断水、消防車の不足、人員の不足等により平常時の消防活動ができなかったことによると認められ、平常時の消防活動ができなかったのは、……本件地震による消防力の低下が原因であったと認めるのが相当である。」

II 「本件では、本件地震がなくてもボヤ程度の火災は生じていたものであり、『地震による延焼拡大』部分、すなわち地震と因果関係のある火災損

商事判例研究 平成10年度34

地震免責条項の解釈 ——火災発生後に地震による 影響を受けた場合の 免責範囲

東海大学教授

石田清彦

東京大学商法研究会

神戸地裁平成10年6月26日判決

(平成7年(ワ)第730号、田島耕一対日産火災海
上保険株式会社他1名、火災保険金請求事件)
判例タイムズ992号217頁
〔参照条文〕 商法665条

害は、ボヤ程度の火災によって被る損害を超える部分ということになる。」

「ボヤ程度の火災による損害部分は多くとも全損害の半分を超えることはあり得ないと考えられるのであるから、結局、本件地震と相当因果関係のある火災損害部分としてYらが免責されるのは、全損害の半分の限度であると認めるのが相当である。」

III 「Yらは、地震と延焼拡大との相当因果関係は、延焼拡大して全焼したという結果に対して火元火災と地震とのいずれが優勢であったかによって全て決すべきである旨主張する。」

しかし、「通常の消防体制や消火活動経過、当該火災の延焼拡大経緯、風向風速等の気象状況その他の事情等を検討することにより、原因不明の火元火災及びその地震によらない延焼拡大部分の火災損害と、地震による消防力の低下等による延焼拡大部分の火災損害とを蓋然性をもって区別し、蓋然性のある損害額を推認することは十分可能な

のであるから、現に生じた結果（本件では全焼損害）について全て免責されるのか、全て免責されないのかのみを考えなければならない必然性・合理性は全く見出し難い。

「地震との間に条件的な因果関係すらない損害部分についてまで免責される結果となり得るYらの……主張は、地震との相当因果関係のある損害についての免責を定めた地震免責条項の文言やその趣旨を拡張する解釈であり、到底採り得ない見解である。」

評釈

判旨の結論に賛成する。

I 本件は、阪神淡路大震災の発生から約2時間後に建物火災が発生して全焼したという事案であるが、そこでの争点は、地震免責条項の解釈に関して、火災が発生した後に地震による影響を受けた場合に、地震免責の認められる範囲はどこまでか、という点にある。

すなわち、Y等とXとの間で締結していた住宅総合保険契約の約款に規定されていた免責条項には先に示した3つの類型が示されていたが、本件建物についての出火原因が不明であると判断されたため、本件での損害が第3類型に該当する損害となるのか否かが争点となり、特にその第3類型の文言中の「地震によって」をめぐる解釈が重要な争点となったのである。

II まず、第3類型の成立過程を見てみると、本条項は、新潟地震に関する保険金請求事件判決（東京地判昭和45・6・22下民集21巻5＝6号864頁）を契機に、昭和50年4月に改定されたものであるが、その理由の1つとして、同判決では、改定前の免責条項である「原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火に因って生じた火災及びその延焼その他の損害」に関して、地震とは関係なく発生した火災が地震によって延焼した場合の火災について適用が可能か否かが争われたものの結局適用不可能との判断が下った、ということが指摘されている（小林登・損保百選〈第2版〉93頁）。このことからすれば、第3類型は、地震とは関係なく火災が発生した場合でも、その火災の進行過程で何らかの地震の影響を受ければ、できる限り免責を認めることができるようにするという目的で作られた規定であることが窺える。

III この点を踏まえながら、次に本件の争点となっている「地震によって」という文言について検討してみると、まず、判旨はその解釈について

「地震と火災ないし火災損害との相当因果関係の有無如何によって第3類型の該当性を決するのが相当である」との考えを示しており、この点については過去の裁判例の流れに沿うものである（例えば、阪神淡路大震災についての、大阪地判平成9・12・16判時1661号138頁、神戸地尼崎支判平成10・8・10金商1048号10頁、北海道南西沖地震についての、函館地判平成12・3・30判時1720号33頁等、参照）。また、その立証責任についても保険者側にあるとしており、この点についても過去の裁判例の流れに沿っているといえる（前掲・東京地判昭和45・6・22、等参照）。

そこで、この相当因果関係の有無が、本件の具体的な認定事実に基づいてどのように判断されたのかをみてみることにする。まず、火災に関与したのは地震によるどのような出来事かという点であるが、この点について本件判旨では、地震の際における消防力の不足・低下、交通事情の悪化等の事情も考慮するとし、地震の揺れそのものによる影響のみに限定しないと述べられている（前掲・大阪地判平成9・12・16でも同様の考えが示されている）。そもそも火災保険契約に地震免責条項を設けた理由の1つとして、地震災害が巨大で損害保険業の担保能力を超えるという点が通常挙げられているが、それはまさしく災害の巨大化する原因が単に地震の揺れと直接関係した火災やその延焼のみにあるとするのではなく、地震の発生したことによる混乱や特に消防力の不足・低下にもあると考えられているからに他ならず、このことからすれば、この点についての本件判旨は妥当であると考えられる。したがって、この考え方によれば、地震発生後に原因不明によって発生した火災でも、地震による影響を受けることはあり得るのであって、Xが主張するように第3類型を地震前の火災の場合に限定することは望ましくない。

しかし、このような解釈をしたことにより、地震がなければ火災による損害は発生しなかったと捉える第1類型や第2類型とは異なり、地震がなくても火災は起こっているがその結果発生したはずの火災損害はあくまで推測に基づいたものとなる第3類型で、さらに地震発生後の火災の場合には地震による混乱等で損害の算定がより困難になると考えられる。このことが、本件火災のどの部分に関与し影響を及ぼしたのかという点に関して、火元となった火災損害部分と地震による延焼損害部分とを厳格に峻別することは不可能であるとし、

その代わりに火元となった火災損害部分と地震による延焼損害部分とのいずれが優勢であるのかという判断基準を用いて、優勢であるほうの損害の原因を全体の損害の原因とみなそう、と主張するY等の見解に繋がることになる。

すなわち、仮に地震によらない火元火災が発生し、その通常の結果として何らかの損害が発生するとしても、地震という異常な事態が発生した場合には、火元の火災と損害との間の因果関係は地震により中断され、このような場合には地震がなければどうであったかというような仮定的判断を差しはさまずに、現実が生じた損害は地震による損害として保険者免責となるというように考えることが、地震免責条項の文言に照らしても正当な解釈であるとの見解（山下友信・私法判例リマックス2000〈上〉119頁）であり、実際問題としても、火元となった火災損害部分と地震による延焼損害部分とを峻別することは、本件のように地震発生後に火災が発生している場合にはなおさら不可能であろうとの指摘がなされている（石田満『「地震免責条項」等の適用と解釈(1)阪神・淡路大震災事件を中心に』損害保険企画 65頁）。

IV 確かに、約款の文言からすればこれらの解釈は十分に可能であるし、また、仮定的判断を差しはさまないという点についても、地震が発生しなかったと仮定したときの損害額の算定が非常に困難な場合（例えば、本件に近い例では、地震発生後に原因不明の火災が発生し、その後火元の建物から爆発が起こって延焼拡大したのだが、実はその爆発は通常時であれば火災が鎮火したと推測できる時間帯であったというような場合）とそうでもない場合とでどう公平さを保つのかといった点を考えれば合理的な面があり、さらに、多量の保険処理を行わねばならないとすれば、厳格な仮定的判断の導入は現実的とはいえない。

これに対して、Xは、本件火災を、火元火災部分、地震と無関係に自然拡大した部分、地震によって拡大した部分、からなるとし、第3類型の免責部分は3番目の地震によって拡大した部分のみであると主張している。そして、本件判旨も同様の解釈をした上で、峻別不可能とのY側の批判に対して、火元火災部分並びに地震によらない延焼部分の火災損害と、地震によって延焼拡大した部分の火災損害とを蓋然性を持って区別し、蓋然性のある損害額を推認することは、十分可能であると判示している。

思うに、本件のように地震が発生した後に原因が地震であると特定できないような火災が発生することは、実際には希であると考えられ、その面では多量の保険処理を行わねばならないとする理由付けは本件では説得力がない。また、本件では、原因不明の火災の発見が何時で、しかもそのときの火災状況がどの程度であったのかを把握できていれば、通常時における消防署への連絡時間、消防車の到着時間、消火活動に要する時間等が経験則上推測でき、その結果、どの程度の火災状況で鎮火したのかも推定できると考えられ、したがって、火元火災部分並びに地震によらない延焼部分の火災損害と、地震によって延焼拡大した部分の火災損害とを区別し、損害額を推認することは、實際上可能であったのではないかと考えられる。そして、もしそうであるならば、第3類型として想定されるさまざまな場合の相互のバランスを一般論としては考慮に入れる必要はあるにしても、具体的事案の解決を目的にしている判旨のこの点についての判断は望ましいものであったと思われる。

以上の点から、本件火災の保険金請求については、本件判旨の結論は妥当なものであったと考えられる。なお、本件のように地震が発生した後数時間経ってからの火災発生の原因としては通常は通電火災が疑われるが、その立証は保険会社側に課せられており、本件を見てもそれはかなり困難を極めているようである。免責規定であることからすればやむを得ないともいえるが、今日では地震免責条項の存在は周知の事実であり、また第3類型が仮定的判断を行わざるを得ないことを考えれば、第3類型をできる限り適用せずにその前の段階で何らかの処理をする方法を検討することこそが、今後の重要な課題ではないかと考える。

*本件評釈としては、石田・前掲書 55頁があり、また、本件控訴審（大阪高判平成11・11・10判タ1038号246頁）でも本件判旨の考え方が踏襲されており、現在上告中である。

（いしだ・きよひこ）